

商工会ニュースやはばNo.7

令和5年度矢巾町がんばる中小企業者応援事業補助金

矢巾町では、ポストコロナを見据えた新分野への進出、新たな販路開拓、生産性の向上等に取り組む町内事業者に対して、支払った経費を補助する事業活動支援を実施しています。

【対象となる方】 以下の①～⑦の要件をすべて満たす中小企業者

- ① 矢巾町内に事業所を有する中小企業者であること（農業、林業、漁業を除く）。
- ② 申請日時時点で事業を行っており、補助金交付後も事業を継続する意思のある者
- ③ 直近の法人税の確定申告または所得税の町県民税申告を行っていること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症にかかる業種別のガイドライン等を踏まえた適切な感染症対策を講じていること
- ⑤ 矢巾町暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者
- ⑥ 宗教的又は政治的団体でない者
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者

【補助対象経費】※令和4年度がんばる中小企業者応援事業補助金交付決定内容と同一経費は除く。

令和5年4月1日～同年11月30日までの期間で支払われた新分野進出事業、販路開拓事業、生産性向上事業に係る経費（税別）。 ※内容は下記に記載

経費	内容
設備導入費	取組に必要な設備導入費（システム構築費、技術導入費、運搬費等）
広告宣伝費	パンフレット、ポスター、チラシ、ECサイト作成等に係る経費
委託費	取組に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費 ※自ら実行することが困難な業務に限る。
外注費	取組に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費 ※自ら実行することが困難な経費に限る。
展示会等開催費	新商品や自社商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費（オンラインによる展示会・商談会等を含む） ※レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く

【補助金額】

補助率 2分の1 上限20万円（複数店舗を有する事業者であっても上限は20万円）

【必要書類】

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 事業を行っていることが確認できる書類（確定申告書、履歴事項全部証明書等の写し）
- ④ 補助対象経費等が確認できる書類（支払領収書、レシート等の写し）
- ⑤ 実績報告書兼請求書（様式第5号）
- ⑥ 振込口座を確認できる書類（通帳等の口座名義人“フリガナ”記載部分の写し）
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

【申請受付期間】

令和5年10月2日（月）～令和5年12月28日（木）まで（当日消印有効）

※申請期間内に下記申請先に持参もしくは郵送にて必要書類を提出してください。

【申請先及び問合せ先】

矢巾町産業観光課商工振興係（〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123）

電話：019-611-2602

メール：sangyosinko_skb@town.yahaba.iwate.jp

※詳しい内容や申請様式等については、矢巾町 HP (<https://onl.tw/d3aj8qS>) に掲載しています。